

振動関連法令に係る特定施設一覧表

特定施設名		振動騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例(騒音)	
		届出要否	条件等	届出要否	条件等
金属加工機械	圧延機械			○	
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○	
	機械プレス	○			
	せん断機	○	1kw以上	○	
	鍛造機	○			
	ワイヤーフォーミングマシン	○	37.5kw以上		
	ベンディングマシン			○	ロール式で3.75kw以上
圧縮機	圧縮機(冷凍機用を除く)	○	7.5kw以上		
	冷凍機(エアコン、冷蔵庫等)			○	原動機出力合計7.5kw以上
粉砕機	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	○	7.5kw以上	○	
	その他の用に供する粉砕機			○	
繊維機械	織機	○	原動機用いるもの		
建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン	○	原動機出力合計2.95Kw以上		
	コンクリート管製造機械	○	原動機出力合計10Kw以上		
	コンクリート柱製造機械	○	原動機出力合計10Kw以上		
	パッチャープラント			○	
木材加工機械	ドラムバーカー	○			
	チッパー	○	2.2Kw以上		
印刷機械	印刷機械	○	2.2Kw以上		
合成樹脂加工機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	○	カレンダーロール機以外で30Kw以上		
	合成樹脂用射出成形機	○			
鋳造型機	鋳造型機	○	ジョルト式のもの		
その他	遠心分離機			○	直径1.2m以上
	ニューマチックハンマー			○	
	コルゲートマシン			○	
	原石切断機			○	7.5Kw以上